

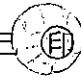
別記第5号様式(第8条関係)

令和元年度政務活動費収支報告書

令和2年3月31日

北広島市議会議長 野村幸宏様

会派名 日本共産党

代表者名 山本博巳 

北広島市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定に基づき、下記のとおり令和元年度の政務活動費に係る収入及び支出について報告します。

記

1 収入 政務活動費 429,000 円

2 支出

使途基準項目	金額(円)	内 容
研究研修費	208,109	第61回自治体学校in静岡7月27日～29日参加費(2名)、第11回生活保護問題議員研修会in新潟8月23日～24日(3名)、全道女性議員協議会研修in旭川(1名)
調査旅費	134,076	行政視察(第61回自治体学校in静岡7月27日～29日2人)、(第11回生活保護問題議員研修会in新潟3人)、全道女性議員協議会研修会in旭川(1名)
資料作成費	96,463	会派室用インクジェットプリンター、コピー用紙
資料購入費	41,630	日本教育新聞社年間購読料、書籍
広報費		
広聴費		
要請及び陳情活動費		
合計	480,278	

3 残額 0 円

注1 内容欄は、主たる内訳を記載すること。

2 支出の使途基準項目別、支払先別の調書を添付すること。

3 政務活動費を充てた経費に係る領収書(領収書を徴することが困難な場合は、経理責任者の支払証明書)の写しを添付すること。

使途基準項目別支払調書(研修研究費)

年	月	日	支出額	内容及び支払先等
元	6	3	50	第61回自治体学IN静岡(7/27~29) 研修参加申込書送信代
元	6	3	33,930	第61回自治体学IN静岡(7/27~29) 航空機代(永井分)
元	6	7	40,500	第61回自治体学IN静岡(7/27~29) 航空機、宿泊代(人見分)
元	6	11	16,324	第61回自治体学IN静岡(7/27~29) 研修参加費(永井分)※振込手数料含む
元	6	13	16,324	第61回自治体学IN静岡(7/27~29) 研修参加費(人見分)※振込手数料含む(経理責任者の支払明細書)
元	6	14	45,000	第11回生活保護問題議員研修IN新潟 研修参加費(3人分)
元	7	25	5,500	第67回北海道女性議員協議会研修会負担金
元	7	25	4,150	第61回自治体学IN静岡(7/27~29) 新幹線代 品川駅→静岡駅(人見分)
元	7	27	1,997	第61回自治体学IN静岡(7/27~30) 交通費 北広島駅→新千歳空港 羽田空港→品川駅 (2名分)(経理責任者の支払明細書)
元	7	27	6,070	第61回自治体学IN静岡(7/27~29) 新幹線代 品川駅→静岡駅(永井分)
元	7	28	560	第61回自治体学IN静岡(7/27~30) 交通費 静岡駅⇄東静岡駅(2名)(経理責任者の支払明細書)
元	7	28	13,800	第61回自治体学IN静岡(7/27~29) 宿泊代(永井分)
元	7	29	4,140	第61回自治体学IN静岡(7/27~30) 交通費 静岡駅⇄清水駅 静岡駅→静岡空港 新千歳空港駅→北広島駅(2名)(経理責任者の支払明細書)
元	8	23	3,904	第11回生活保護問題議員研修IN新潟 交通費 帯織駅→大形駅 県立大学→新潟駅(3名)(経理責任者の支払明細書)
元	8	24	1,980	第11回生活保護問題議員研修IN新潟 交通費 新潟駅⇄県立大学(3名)(経理責任者の支払明細書)
元	8	31	450	第67回全道女性議員協議会in旭川 交通費 北広島駅→札幌駅(永井分)(経理責任者の支払い明細書)
元	8	31	5,530	第67回全道女性議員協議会in旭川 特急代 札幌駅→旭川駅(永井分)
元	9	1	7,900	第67回全道女性議員協議会in旭川 宿泊代(永井分)
合計			208,109	

使途基準項目別支払調書(調査旅費)

年	月	日	支出額	内容及び支払先等
元	6	13	86,220	行政視察(新潟県加茂市、三条市) 航空機代 8月22日~24日
元	8	22	16,200	行政視察(新潟県加茂市、三条市) 8月22日宿泊分
元	8	22	2,490	行政視察(新潟県加茂市、三条市) タクシー代(三条ロイヤルホテル→三条市栄庁舎)
元	8	23	870	行政視察(新潟県加茂市、三条市) タクシー代(三条市栄庁舎→帯織駅)
元	8	24	20,550	行政視察(新潟県加茂市、三条市) 8月23日宿泊分
元	9	2	7,746	行政視察(新潟県加茂市、三条市) 交通費
合計			134,076	

会派名 日本共産党

使途基準項目別支払調書(資料作成費)

年 月 日			支出額	内容及び支払先等
元	6	11	3,242	会派室用プリンターインク代
元	6	12	900	コピー代
元	8	29	2,969	会派室用プリンターインク代
元	9	13	5,227	会派室プリンターインク代
元	11	18	81,488	きたひろしま民報印刷代
2	3	11	2,637	会派室用プリンターインク代・用紙代
合 計			96,463	

使途基準項目別支払調書(資料購入費)

年 月 日			支出額	内容及び支払先等
元	7	9	、 32,400	日本教育委新聞社年間購読料
元	7	27	、 1,720	世界と日本のLGBT
元	7	29	/ 1,200	公共サービスの産業化と地方自治
元	7	29	/ 500	守口市民財政白書
元	8	23	/ 1,700	生活保護マニュアル
元	8	31	/ 1000	書籍「子どもにではなく子どもと」
元	9	12	✓ 3,110	「2019保育白書」「幼児教育・保育無償化パンフレット」
合 計			41,630	

(表紙)

## 日本共産党会派 視察研修等報告書

視察先 新潟県加茂市、三条市

研修名 第11回生活保護問題議員研修会in新潟

期間 2018年8月22日～24日

場所 加茂市介護・看護支援センター、三条市栄庁舎内子どもの育ちサポートセンター、  
新潟県立大学キャンパス内、

参加者 人見哲哉、山本博巳、永井桃

研修内容・報告

22(木)14時～16時 加茂市介護・看護支援センター視察

横山健介護係長、藤田和夫福祉事務所参事兼センター参事、長谷川健一健康課長補佐、阿部洋昭児童障害係主査、美原弘美議会事務局庶務係長、中澤眞佐子市議会議員、加茂市では、前市長が『日本一の福祉のまち』を公約に掲げて設立した『介護・看護支援センター』視察。介護係・看護係・健康化の3業務を市直営で担うことで、関係機関や各部署との連絡・調整が強化され、縦割り行政から横つながりの連携が撮られている。在宅・施設入所を含め介護全般を一元化していることも高齢者や家族にとって利用しやすい体制が取られていると感じた。市直営の特養施設に重点が置かれていることも参考になった。

23(金)9時～10時半 三条市子どもの育ちサポートセンター視察

梨本大輔教育委員会子どもの育ちサポートセンター長、桐生太小中一貫教育推進課指導主事、坂井良永・小林誠・西沢慶一市議会議員、

教育委員会と子育て支援課の一本化で取り組んでいる『子どもの育ちサポートセンター/子ども・若者総合サポートシステム』によって、生まれた時から青年期まで切れ目なく必要な支援を受けられる。どこの自治体でも子育て支援は通常、出生時から18歳～20歳位までだが、同市では35歳程度までを青年期として対象とし、ケースによっては40代の支援も行っていることや、市直営の『勤労青少年ホーム・若者サポートステーション』と市の商工労務課が連携し、青年の就労支援や居場所づくりに取り組んでいる。サポートセンターで子育て関係の相談事を総括することで『行政機関のワンストップ化』が図られている。

13時～17時 第11回生活保護問題議員研修会 県立大学

安倍政権になってから生活保護制度の改悪が進められ、日本社会の中で貧困・格差の拡大と生活保護パッシングが蔓延していること、行政機関では「水際作戦」と言われる生活保護を受給させない体制が強化されていること、実務に当たるケースワーカーの業務負担が余りにも過重なことなどの問題を共有し、地方議員として自治体行政の問題点を改善させつつ、国に対しても制度改善を求める活動が必要であることを学ぶ。

24(土)9時～14時半 分科会、講演、

第1分科会「生活保護基礎講座+なんでもQ&A」 人見哲哉

前半は生活保護に関する問題点などについての講義、後半は生活保護制度全般において不明点や疑問点などの質疑応答。医療に関する質問を通して疑問点を解明できた。

第2分科会「生活困窮者自立支援制度の現状と課題～子どもへの支援を中心に」 永井桃

生活困窮者自立支援法に基づく支援が生活保護制度を利用させない「水際作戦」となっていないかをチェックし、子どもへの生活支援が学習支援と併せて位置付けられたことで、自治体は子どもの貧困対策として総合的な支援に取り組むことを議会で求めていくことが大切であることを学ぶ。

第5分科会「地方税の滞納処分に対する実践的対応」 山本博巳 別紙添付

<行程表>

年月日	行程
2019年8月22日	本島駅→新千歳空港→新潟空港→加茂駅
23日	→三条市栄庁舎→帯織駅→新潟駅→大形駅→新潟駅
24日	鳥取新潟空港→新千歳空港→北広島駅

報告者 永井桃

## 第5分科会 地方税の滞納処分に対する実践的対応

進行 弁護士 佐藤靖祥氏

コメンテーター 滞納処分対策全国会議 代表 税理士 角谷啓一氏

### 内容

#### 1. 税の滞納処分に関する現状についての報告

##### (1) 地方自治体の滞納対策の問題

###### ① 滞納への差し押さえ処分が急増。

滞納者の生活実態を無視して税収増のみを目的に徴収強化＝差し押さえ一辺倒の滞納処分が行われている。

###### ② 滞納処理機構等による強制徴収

全国的に滞納処分を専門に行う広域的組織が作られ地方自治体の滞納債権が委託されている。

広域的組織は議会や住民の規制が聞きにくく、また住民からも離れているので、容赦ない強制的な滞納処分が横行している。

###### ③ 生活権を侵害する滞納処分

給与などを全額差し押さえるなど、生活や営業が維持できなくなるまでの差し押さえなどが行われている。

###### ④ 滞納者に対する強圧的対応

滞納者に罵声を浴びせたり、「闇金から借りて支払え」、納税確約するまで居座り続けるなどの強圧的な態度を行う自治体も多い。

##### (2) 税滞納者の生活再建を図る施策

###### ① 滋賀県野洲市の事例

税滞納を生活困窮のシグナルととらえ「ようこそ滞納いただきました」とのスローガンで、税の徴収猶予、停止などの法的規定を援用して就労支援を行い、生活再建を果たしたのちに納税してもらうという対応をとっている。

###### ② 宮城県多賀城市の事例

生活困窮者を支援する民間団体に委託して、滞納者の生活困窮の原因を確認し、税滞納については家計収支表を作成し、収納課に民間団体が同行して納税方法について協議する仕組みが行われている。

#### 2. 参加者との討論

給与の全額差し押さえなどについての事例が出された。

コメンテーターから、「法律に基づくだけでなく、住民の生活を守るという立場からの政策的対応が求められる。」とのコメントが出された。